

令和 7 年度久留米市役所本庁舎什器入替業務委託仕様書

1. 業務名 令和 7 年度久留米市役所本庁舎什器入替業務委託
2. 履行場所 久留米市城南町 1 5 番地 3
3. 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで
4. 仕様及び数量 以下の図面に記載のとおり
 - ・処分什器表 ・新規什器表
 - ・フロア図 (10 階～13 階)

5. 業務の範囲

- (1) 処分什器：搬出運搬、処分 一式
- (2) 新規什器：搬入運搬、組立、設置 一式
- (3) 搬入・搬出時のエレベーター養生 一式
- (4) 搬入・搬出時の通路等の清掃 一式

6. 納入什器

- (1) 受注者は、契約締結後、メーカー、仕様及び数量を記載した「什器納入内訳書」を作成し提出すること。
- (2) 納入する什器は、「新規什器表」で指定するメーカー及び品番等とし、新品であること。
- (3) 什器を設置するために必要となる取付具は、「新規什器表」に記載していない場合でも、本製品に含まれるものとし、必要な取付けを施工しなければならない。
- (4) 完了検査後、1 年以内に納入した什器が発注者の過失に起因しない故障及び欠陥が生じた場合は、受注者の責任において、無償で修理または部品の交換を行うこと。

7. 搬入・搬出作業

- (1) 受注者は、契約締結後、「納入計画書（作業工程表、作業計画、施工体制図等）」を作成し提出すること。
- (2) 受注者は、発注者が指定する搬入・搬出日程、搬入・搬出ルート、使用可能なエレベーター及び作業エリアを厳守すること。搬入・搬出時には、本庁舎東側エレベーター 9 号機（貨物用・非常用）を使用することができる。

【搬入・搬出の日程（予定）】

日程は、発注者や受注者が納入物品の状況等を協議し、最終決定を行う。
 なお、受注者と発注者は作業日の2日前までに処分什器の確認を行うこと。

日程		搬入・搬出場所	
8 月	30 日、31 日	11 階南	
9 月	13 日、14 日	12 階南	
	27 日、28 日	10 階南	
10 月	11 日、12 日	10 階北	13 階南
	18 日、19 日	12 階北	13 階北
	25 日、26 日	11 階北	
11 月	1 日、2 日	（予備日）	
	8 日、9 日	（予備日）	
	22 日、23 日	（予備日）	
	29 日、30 日	（予備日）	

【使用可能なエレベーター】

搬入・搬出時に使用できる本庁舎東側エレベーター9号機（貨物用・非常用）のサイズを次に示す。

[出入口寸法]		[かご内寸法]			[台数]
横幅	高さ	横幅	奥行	高さ	
1,300 mm	2,100 mm	1,900mm	2,000 mm	2,300 mm	1 台

- (3) 搬入・搬出時間、設置及び組立て作業は、原則として土日祝日午前8時から午後6時までの間に行うこと。ただし、協議の上、変更することができる。
- (4) 搬入・搬出車両については、事前に担当職員へ車両の大きさ及び台数を報告・協議すること。
- (5) 処分什器の搬出及び新規什器の搬入、組立ては安全性に配慮して行うこと。
- (6) 作業当日は、受注者の責任において納品及び設置の管理を行うこと。
- (7) 作業に伴う養生（エレベーター、納入場所、搬入・搬出経路含む）及び後片付け清掃を実施すること。
- (8) 受注者は、什器の処分に伴う廃棄物（有価物含む）処理前に、処理計画書（処分場や収集運搬の許可を添付）を作成し提出すること。また、受注者の責任において関係法令に従い適正に処分すること。
- (9) 搬入・搬出及び組立にあたって、建物等を破損した場合は受注者の責任において完全に修復すること。

8. 支払い方法

納入後一括払い

9. その他

- (1) 契約金額には、購入、設置（組立を含む）、運搬、不要物の処分及び養生の什器備品納入に係るすべての費用を含むものとする。また、業務の実施に必要な施設の水・電気等は無償支給とする。
- (2) 什器数に変更があった場合は、設計変更の対象とする。その際は、担当職員と協議の上、数量を決定すること。
- (3) この仕様書に記載のない事項または疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して決定し、その解決を図るものとする。
- (4) 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。
- (5) 什器入替業務における主要な部分（総合計画、遂行管理及び技術的な判断）の一部又は全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。
- (6) 受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに担当職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに担当職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - ウ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに担当職員と工程に関する協議を行うこと。